

令和6年仙審第11号

裁 決

水上オートバイA水上オートバイB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年8月13日09時05分

福島県猪苗代湖

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA 水上オートバイB

総トン数	0.1トン	0.1トン
登録長	2.85メートル	2.49メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出力	188キロワット	106キロワット

3 事実の経過

Aは、最大とう載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が単独で乗り組み、救命胴衣を着用し、僚船の写真撮影の目的で、船首0.15メートル船尾0.20メートルの喫水をもって、令和5年8月13日08時45分猪苗代湖南部の湖南港に所在する屏風岩から東南東方約660メートルの湖岸（以下「発航地点」という。）を同船と共に発し、同湖岸北西方約1.3キロメートル沖合の撮影場所に向かい、08時48分同場所に到着して僚船の撮影を開始した。

a受審人は、僚船の撮影を終えたのち、さらに沖合に向かう同船と別れて発航地点に戻ることとし、09時03分前示撮影場所を発進し、09時03分54秒福島県郡山市湖南町所在の四等三角点舟津（以下「舟津三角点」という。）から291度（真方位、以下同じ。）1,450メートルの地点で、針路を146度に定め、毎時35.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、09時04分04秒舟津三角点から289度1,380メートルの地点に至り、左舷船首51度580メートル付近に、Bが小刻みに蛇行しながら南下しているのを初めて視認した。

09時04分54秒a受審人は、舟津三角点から272度1,030メートルの地点に達したとき、自船の船首方を約90メートル隔てて無難に航過する態勢であったBが、左舷船首19度110メートルのところ右旋回を開始し、新たな衝突の危険を生じさせたが、同船が蛇行している場所を離れることはないものと思い、Bに対

する動静監視を十分に行わなかったもので、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、衝突を避けるための措置をとることなく続航し、09時04分58秒ふと左舷船首方を見て至近に迫ったBを認め、右舵一杯としたものの、及ばず、09時05分舟津三角点から269.5度990メートルの地点において、Aは、船首が251度を向いたとき、原速力のまま、その左舷船首部がBの右舷船尾部に、後方から4度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、視界は良好であった。

また、Bは、最大とう乗人員2人のFRP製水上オートバイで、b受審人が単独で乗り組み、知人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.15メートル船尾0.25メートルの喫水をもって、同日08時50分湖南港に所在する栈橋を発し、同栈橋北方500メートルないし1,000メートル沖合の遊走場所に向かい、08時51分同場所に到着して遊走を開始した。

b受審人は、屏風岩に接近して遊走することとし、09時04分前示遊走場所を発進し、09時04分45秒舟津三角点から273度900メートルの地点で、針路を207度に定め、毎時35.0キロメートルの速力で進行した。

09時04分54秒b受審人は、舟津三角点から268.5度940メートルの地点に達したとき、右舷正横後10度110メートルのところに、Aが南下しているのを視認することができ、針路及び速力を保てば同船の船首方を約90メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、後方から接近する他船が自船の動静を見て自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かず、右旋回を開始し、Aに対して新たな衝突の危険を生じさせた。

こうして、b受審人は、右旋回中、09時04分57秒右舷船首至

近にAを認め、スロットルレバーを引き、左舵一杯として急旋回を開始し、すぐにスロットルレバーを戻したものの、及ばず、船首が247度を向き、毎時15.0キロメートルの速力となったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部に亀裂を伴う擦過傷を、Bは、右舷船尾部に擦過傷をそれぞれ生じ、a受審人が全身打撲傷を、B同乗者が頭部外傷等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、猪苗代湖において、ともに南下中のAとBとが衝突したものであるが、同湖が海洋及びこれに接続する航洋船が航行することができる水域に該当しないことから海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されず、また、船舶間の交通の方法についての、予防法以外の法律及び条例等による定めもない水域で発生したものである。

一方、小型船舶操縦免許受有者には、船舶間の交通の方法についての、予防法を含む法律及び条例等による定めがない水域においては、予防法が基本的な交通の方法の規範となるとの共通した認識がある。

以上のことから、本件は、予防法が準用される。

事実の経過で示したとおり、本件は、両船がそれぞれ針路及び速力を保てば、BがAの船首方を約90メートル隔てて無難に航過する態勢であったところ、衝突時刻の約6秒前、両船間の距離が110メートルとなったとき、Bが右旋回を開始したことにより両船間に新たな衝突の危険が生じ、Bが衝突の直前まで右旋回を続けていたことから、切迫した危険のある特殊な状況であったものと認められる。

よって、本件は、予防法第38条及び第39条の船員の常務に準ずるものとして律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、猪苗代湖において、ともに南下中のAとBとが、互いに無難に航過する態勢で接近中、Bが、見張り不十分で、右旋回を開始し、新たな衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、Aが、動静監視不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、猪苗代湖において、遊走場所に向けて南下中、右旋回をする場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、後方から接近する他船が自船の動静を見て自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、右舷後方に南下して接近するAが存在し、同船の船首方を自船が無難に航過する態勢であったことに気付かず、右旋回を開始し、Aに対して新たな衝突の危険を生じさせて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、a受審人及びB同乗者を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、猪苗代湖において、発航地点に向けて南下中、左舷船首方にBが蛇行しているのを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、Bが蛇行している場所を離れることはないものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、Bが蛇行している場所を離れて直進したのち右旋回を開始し、Aに対して新たな衝突の危険を生じさせて接近する状況に気付かず、衝突を避けるための措置をとらずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷

を生じさせ、B同乗者を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年6月25日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎